

西伊豆町商工会空き家解体事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の増加抑制に資するため、空き家解体事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次のいずれかに該当する建築物をいう。ただし、補助を受ける目的で故意に破損させたものは除く。

ア 個人又は法人が所有する空き家並びに店舗等の用途を兼ねる建築物

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する特定空き家等（勧告を受けたものを除く。）

(2) 除却事業 空き家及び付属する埋設物、建築物及び附属する工作物（敷地内の樹木等を含む）、解体除去する工事をいう。ただし、外構・樹木等のみの除去工事は除く）

(3) 所有者 町内に空き家を所有する者又は相続関係者等をいう。

(4) 事業者 西伊豆町商工会の会員であり、町税等を滞納していないものをいう。
(補助対象者)

第3条 補助対象者は、空き家の所有者であって、町税等の滞納がないものとする。

(事業対象の空き家)

第4条 解体事業の対象とする空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 所有権以外の権利が設定されていない空き家であること又は設定されている全ての権利者の同意を得られた空き家であること。

(2) 他の補助金を受けている場合は、補助金の交付を受けた日から10年以上経過している空き家であること。

(補助の対象及び補助金の額)

第5条 補助の対象及び補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助の対象 除却事業を含む空き家の解体事業に要する経費とする。

(2) 補助対象工事 補助対象工事は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末までに完了する工事で町内事業者により施工する解体工事とする。

(3) 補助金の額 当該工事に要した費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）の10%に相当する額（1,000円未満切捨て）、但し、30万円を限度とする。

(4) 同一申請者の補助は原則一回とする。

(交付申請)

第6条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書(様式第1号)
 - イ 承諾書(様式第2号)
 - ウ 解体工事着工前写真(様式第3号)
 - エ 解体工事見積書の写し(工事内訳書必要)
 - オ 住宅又は店舗等の位置図
 - カ 解体工事の内容がわかる全体の図面
 - キ 別に定める関係書類
- (2) 提出期限 事業に着手する2週間前まで

(交付条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業の着手は、補助金の交付決定通知後としなければならない。
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する適正な分別解体、再資源化等を実施しなければならない。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により更地となった土地については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な活用を図らなければならない。
- (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 補助金の交付決定の通知は、交付額決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

(完了報告)

第10条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 完了報告書(様式第6号)

- イ 完了後写真（様式第 7 号）
- ウ 解体工事代金請求明細書及び解体工事代金領収書の写し
- エ 請求書（様式第 9 号）
- オ 誓約書（様式第 11 号）
- カ 別に定める関係書類

- (2) 提出期限 事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日まで

(交付確定の通知)

第 11 条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第 8 号）によるものとする。

(請求手続き)

第 12 条 請求手続の提出書類及び提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 各 1 部
- (2) 提出期限 確定通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

(交付決定の取消しの通知)

第 13 条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書（様式第 10 号）によるものとする。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。